

毎年 3月1日～3月7日 は

# 子ども予防接種週間です！

定期予防接種の時期を過ぎてから接種すると、全額自己負担になります。4月からの入園・入学に備えて、今一度、お子様の母子健康手帳の「予防接種の記録」をご確認ください。忘れていた予防接種はありませんか？

	対 象 者	回 数
ロタウイルス	□タリック（生後24週までに2回） □タテック（生後36週までに3回）	
小児肺炎球菌	2か月～5歳未満	4回 <sup>*1</sup>
B型肝炎	1歳未満	3回
5種混合	2か月～7歳6か月未満	4回
2種混合（DT）	11歳～13歳未満	1回
BCG（結核）	1歳未満	1回
MR （麻しん・風しん）	1期：1歳 2期：年長児（小学校就学前1年間）	1期：1回 2期：1回 <sup>*2</sup>
水ぼうそう	1歳～3歳未満	2回
日本脳炎 <sup>*3</sup>	1期：6か月～7歳6か月未満（標準接種は3歳～） 2期：9歳～13歳未満	1期：3回 2期：1回
ヒトパピローマウイルス （HPV）	小学6年生～高校1年生の女子 <sup>*4</sup>	3回

※1 接種開始時期によって、接種回数が異なります。

※2 令和7年度は平成31年4月2日～令和2年4月1日生まれの方が対象です。

MRワクチンの不足により接種ができなかった令和6年度対象の方は、令和8年度末まで接種期間が延長されます。

※3 平成17年度～平成21年度にかけての接種の積極的勧奨の差し控えにより、日本脳炎の予防接種を受ける機会を逸した（平成17年4月2日から平成19年4月1日の間に生まれた）者に対する日本脳炎の定期接種対象者は「20歳未満の者」です。

※4 平成9年度生～平成20年度生の女子で令和4年4月1日～令和7年3月31日までにHPVワクチンを1回以上接種した方を対象に、残りの回数の接種期間を令和8年3月31日まで延長します。



●予診票を紛失してしまった場合、再発行いたします。

母子健康手帳をご持参のうえ、子育て健康課窓口へお越しください。

●ワクチンで防げる病気（VPD）から子どもたちを守りましょう。

問い合わせ先 子育て健康課 TEL 377-5652